

議案第90号
議案名 宝塚市協働のまちづくり推進条例の制定について

資料3 宝塚市協働のまちづくり推進条例(案)に対するパブリック・コメント手続きに基づく意見募集の結果一覧表

・意見の募集期間 令和2年(2020年)4月20日(月)～5月20日(水)
・提出意見数 13件(7名)

No.	項目	市民等からの意見	市民等からの意見の採否及び理由	市民等からの御意見を受けての見直し結果
1	2条	<p><第2条 定義> 第1章 総則 第2条 定義 ・「本条例で使用している以下の用語の意義を定めます。 (1) 自治会(2) まちづくり協議会(3) 市民活動団体」と定義されているがいかかか ・市内で活動頂く企業の追加。また、自治会に入っていない市民の取り扱いについて。 ・現在 市の広報等は自治会経由では無く全戸配布されておりますので、自治会に入会し無くても情報入手出来るのでメリットがないから入会し無い。自治会に入会すれば班長等をしなくては成らない等の面倒くさいとの理由です。 ・については、浮遊市民としてはどうか。そうすればいずれかの活動に入る。 (問題) 行政の間違いは自治会に入っていない住民も皆が、まちづくりの会員として包括しようとしているから有る。自己中心的な住民は自分の好き嫌いで、言いたい事を発言し無責任な行動を取っても言論の自由等と言って責任は無いと思っている。なぜなら自治会に入っていないが、勘違いしたまちづくりの会員で有ると言っている。</p>	<p>◆【原案のとおりとします。また、今後の取組の参考とします。】 ・第2条では、条例の解釈上の疑義をなくすため、本条例(案)で使用している言葉の意味を定めています。企業等の「事業者」については、他の法律においても定義付けがされていることなどから、本条例における解釈上の疑義はないと考えています。なお、事業者は、まちづくりに携わる主体の一つとして、第3条に規定している「協働の担い手である各主体」に含まれています。 ・地域のまちづくりは、その地域に関わる多様な主体が連携して一緒に考えることが大切です。そのため、第6条では、その地域の全ての市民と、自治会その他の団体、事業者等の多様な主体がまちづくり協議会に参加できることを「構成する」と表現しており、入会退会といった考え方はありません。 ・近年、自治会加入率は低下傾向にあり、その要因としては、住民同士のつながりの希薄化、住環境やライフスタイルの変化、コミュニケーション手段の多様化などが考えられます。この条例は、様々な地域活動の推進を図るものであることから、自治会活動が活性化することで、自治会加入率の向上にもつながっていくよう、市も地域の皆さまと一緒に連携しながら、取り組んでまいります。</p>	—
2	3条	<p><第3条(協働の原則)> 第3条2行目 「(その内容は、当該各号に定めるところによる。)」を削除すべきである。 (理由) 原案に()内を追加したことにより、冗長で読みにくくなっただけで、追加する必要はまったくない。追加しなくても何らかの誤解を与える余地はない。</p>	<p>◆【条例案に反映します】 ・市民の皆様にとってより分かりやすい条文とするため、ご意見のとおり当該記述を削除します。</p>	「第3条 市民、自治会、まちづくり協議会、市民活動団体、市その他の協働の担い手である各主体は、次の各号に掲げる原則に基づき、協働のまちづくりを推進するものとする。」に修正します。
3	4条	<p><第4条 まちづくりの推進> 「第4条 まちづくりの推進 (3)(2)の支援を行うに当たっては、財政上の措置を行う事ができます。」 ・条例案の第4条3「市は、前項の支援を行うに当たり、その活動に要する費用の助成その他の財政上の措置を行う事ができる。」 ・この項で・・・最後の字句で条例案の概要は「できます。」と表現し説明資料は「行うことができる。」「・・・この表現の違いは何を意味しているのか(・問題で有る。) ・何か意図的にしたのでは無いか。(・疑問に思ふ部分で有る。・・・金額面か)</p>	<p>◆【原案のとおりとします。】 ・ご意見いただきましたとおり、第4条第3項の記載について「(仮称)宝塚市協働のまちづくり推進条例(案)の概要」の1ページでは「・・・その活動に要する費用の助成その他の財政上の措置を行う事ができます。」としており、一方、条文では「・・・その活動に要する費用の助成その他の財政上の措置を行う事ができる。」と記載しています。「(仮称)宝塚市協働のまちづくり推進条例(案)の概要」においては、条文を簡潔に分かりやすくするため、文章の形で記載している箇所を「です・ます調」で表現しています。したがって、「～できます。」「～できる。」の表現の違いで意味が変わるということはありません。</p>	—
4	4条	<p><第4条(まちづくりの推進)> 第4条第2項「市は、自治会、まちづくり協議会、市民活動団体等が行うまちづくり活動への支援を行う。」 住民にまちづくりを丸投げしているように感じる。本来は、市としてのランドデザインを市民に十分浸透させておくことが先ではないでしょうか?</p>	<p>◆【原案のとおりとします。また、今後の取組の参考とします。】 ・第4条第2項は、自治会、まちづくり協議会、市民活動団体等が行う主体的なまちづくり活動を市として支援していく旨を、本市の姿勢として定めるものです。 ・本市は、まちづくり基本条例において、市民と市の協働を基本としてまちづくりを進めることを定めており、その基本理念にのっとり、本市のまちづくりの方向性を定める総合計画を策定しています。現在、第6次総合計画の策定に取り組んでいるところであり、策定にあたっては、市民ワークショップを開催するなど、市民と市の協働による計画づくりを進めています。また、同計画においては、まちづくり協議会が策定する「地域ごとのまちづくり計画」を総合計画の一編として位置付けることとしており、市民と市がまちづくりの方向性をしっかり共有しながら取組を進めていきたいと考えています。今後、市民と市の協働によるまちづくりを推進するため、より一層の周知に取り組んでまいります。</p>	—

No.	項目	市民等からの意見	市民等からの意見の採否及び理由	市民等からの御意見を受けての見直し結果
5	5条 9条	<p><第5条（まちづくり協議会）、第9条（地域ごとのまちづくり計画）> 第2章 まちづくり協議会（第5条 第9条） 「第5条（1）地域課題を解決するため、自治会を中核として、地域で活動する個人及び団体の連携を図る組織であること。」（・範囲が広すぎる） 「（2）おおむね小学校の通学区域を活動の領域とすること。」 ・規則として定めるのは良いが、現在の状況では「1つの自治会」で有るが2つのまちづくり協議会に入っている。（・今後の財政措置の部分で問題と成る。）</p>	<p>◆【原案のとおりとします。また、今後の取組の参考とします。】 ・近年、地域の課題は多様化・複雑化し、広域での対応が求められる課題も増えてきていることから、自治会や他の団体等が連携し、対応していく必要があります。そのための地域の繋がり場・解決の場が「まちづくり協議会」であり、市内20のまちづくり協議会において、地域の実情に応じた様々な連携が図られているものと認識しています。この条文は、こうしたまちづくり協議会の性格を簡潔に規定するものです。 ・ご意見いただきましたとおり、市内には、区域が2つのまちづくり協議会の領域にまたがっている自治会もあります。こうした自治会からは「それぞれのまちづくり協議会の運営や活動に参加することに負担を感じる」といったお声もいただいております、課題が生じている地域もあると認識しています。課題内容に応じて、地域の実情やこれまでの経緯等を踏まえ、地域の皆さままで話し合ってくださいいただくことが大切ですが、市も課題の解決に向けて地域の皆さまと一緒に考えてまいります。</p>	—
6	5条 6条	<p><第5条（まちづくり協議会）、第6条（まちづくり協議会の構成）> 第5条、第6条まちづくり協議会について</p> <p>現在のように、まちづくり協議会を構成する自治会の会長で役員を構成し、自治会と掛け持ちで仕事をしている状況では上手くいくはずがない。役員を選出方法、役員の男女比率も根本的に改めなければならない。はっきり言って、年寄の役員だけでは発展は望めません。</p>	<p>◆【今後の取組の参考とします。】 ・各まちづくり協議会において、役員選出等の運営の方法は様々であることから、その具体的な内容を一律に規定することは困難であると考えています。 ・地域のまちづくりは、その地域に関わる多様な個人や団体が連携して一緒に考えることが大切と考えています。そのため、地域活動を担う人材の育成は大変重要であると認識しており、市は宝塚NPOセンターと協働で、活動に関する相談支援や各種講座を行うなど、幅広い分野の人材育成に努めているところです。今後も、世代を問わず多様な方に地域活動へ参画いただけるよう、引き続き、地域の皆さまと一緒に考え、取り組んでまいります。</p>	—
7	9条	<p><第9条（地域ごとのまちづくり計画）> 第9条2行目 「取組」を「実施事項」に変更する。 （理由） 取組とは一般的に行政、法的文書などには使用しない用語であり内容がわかりにくい（相撲の取組などを除いて）。</p>	<p>◆【原案のとおりとします。】 ・「取組」という用語については、本市の他の条例及び国の法令においても従前より使用している文言であるため、原案のとおりとします。ご理解いただきますようお願いいたします。</p>	—
8	全般	<p><条例全般に関する事> （仮称）宝塚市協働のまちづくり推進条例（案）の全般に関する事</p> <p>協働という言葉に夢を持ち過ぎているのではないのでしょうか。もっと現実にあったまちづくりを目指すべきだと感じます。 例えば、宝塚市の道路行政、クリーンセンターの改修、地域商店の活性化、自然環境保護等、市が率先して取り組まなければならない課題が山積みしています。</p>	<p>◆【今後の取組の参考とします。】 ・まちづくりにおいて行政が担うべき役割や責務は大きいと認識しています。また、多様化・複雑化する市民ニーズや地域課題に応じたまちづくりを推進するためには、市民と市の協働を基本として、本市が抱える課題やまちづくりの方向性を市民と市が共有し、ともにまちづくりを進めることが必要であると考えています。今後も協働のまちづくりに向けて、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。</p>	—
9	全般	<p><条例全般に関する事> 18年前の「宝塚市まちづくり基本条例」施行から「（仮称）宝塚市協働のまちづくり推進条例（案）」作成の今日までに、コミュニティの中核をなす自治会の加入率低下等の問題や課題が顕著になってきたが、その対策がとられていない。</p> <p>一方、計画実行に要する資金は、市の財政悪化で、推進条例（案）では、「第4条・・・」 ・その活動に要する費用の助成その他の財政上の措置を行うことができる。」であって、「・・・費用の助成その他の財政上の措置を行う。」になっていない。 近い将来、市財政はさらに悪くすると予想されており、特に今回の新型コロナウイルス禍で先が読めなくなった。 推進条例施行開始を1年程度延期や中止の選択肢もご検討をお願いしたい。</p>	<p>◆【原案のとおりとします。また、今後の取組の参考とします。】 ・自治会加入率や組織率の低下は市としても課題であると認識しています。この条例は、様々な地域活動の推進を図るものであることから、自治会活動が活性化することで、自治会加入率の向上にもつながっていくよう、市も地域の皆さまと一緒に連携しながら、取り組んでまいります。 ・市の予算が成立するためには一定の手続きが必要となることから、第4条第3項については「・・・費用の助成その他の財政上の措置を行うことができる」と規定しています。 ・ご意見のとおり、人口減少、少子高齢化の進行により、今後、財政状況はより一層厳しさを増していくことが予想され、また、昨今のコロナ禍も本市の財政に大きな影響を及ぼすものと考えています。こうした社会情勢の中、持続可能なまちづくりをさらに進めていくには、市民と市の協働を基本として、本市が抱える課題やまちづくりの方向性を市民と市が共有し、ともにまちづくりを進めることがより一層必要であると考えています。</p>	—

No.	項目	市民等からの意見	市民等からの意見の採否及び理由	市民等からの御意見を受けての見直し結果
10	全般	<p><条例全般に関すること> 説明資料の3ページ 本文の下から2行の「市民」の説明文 ・「本条例における「市民」は、地方自治法第10条に規定する「住民」と同義であり、宝塚市域内に住所を有する自然人及び法人を示しています。」の2行を削除すべきである。 (理由) 地方自治法10条の住民は自然人のみであり法人は含まれない。(11条以下の住民の選挙権等の規定からも住民に法人が含まれないことは明らか)本条例における「市民」も市内に住所を有する自然人のみであり、法人は含まれない。本条例において「市民」以外の構成員は第6条でその他の団体、事業者と記載されており、第6条の「市民」の中に法人は含まれない。 (最も基本的な第1条の「市民」の定義において誤った解釈に基づいて本条例が作成されているとすれば問題である。説明資料が間違っていたことを明示すべきである。)</p>	<p>◆【原案のとおりとします。】 ・一般的に、地方自治法第10条の「住民」は法人を含み、同法第11条の「日本国民たる普通地方公共団体の住民」には法人は含まれないという解釈がされています。この解釈に基づき「宝塚市まちづくり基本条例」における「市民」についても同様の解釈をしていることから、同条例に基づく本条例(案)についても、原案のとおり取り扱うこととします。なお、第6条における「市民」にも法人は含まれていますが、法人格を持たない団体や事業者についても本条項の対象とするため、現在のような規定とされています。</p>	—
11	その他	<p>まちづくり協議会について第7条で「透明性のある、民主的で開かれた運営を行う。」となっていますが、当地区のまちづくり協議会の会則では総会で議決権をもつ代議員は「50世帯未満の自治会からは選出されない。」ことになっています。 市から自治会として認められていて、自治会はまちづくり協議会の中核とされていて、ガイドラインでも民主的であることを強調されているにもかかわらず、実際には小規模の自治会には議決権はありません。小学校区に住む全ての住民が会員だと言ってあたかも民主的な組織を装っていますが、活動だけには協力しても、議決権も与えられず、許可が得られれば傍聴だけなら出来るという組織はとても民主的とは思えません。自治会世帯数によって議決権に大小があるのは当然としても、小規模自治会には議決権が全くないというのはどう考えてもおかしいと思います。地域の実情に合わせてまちづくり協議会ごとに自由に考えれば良いとはいえ、ガイドラインに示された大きな4つのポイントは最低限の必要条件だと思いますので、市としても概念だけの条文で済ませることなく具体的な最低限の会則の基準を作って民主的になるように指導して下さい。 まちづくり協議会の位置づけを条文化したからと言って、民主的対応が十分ではないまちづくり協議会に何でもかんでも丸投げすることなく、内容に応じて個々の自治会に直接必要なことは切り分けて考えて下さい。一人一人の住民から民主的に集めた税金を民主的でない組織を通してばらまくことは止めて下さい。</p>	<p>◆【原案のとおりとします。また、今後の取組の参考とします。】 ・地域の実情によって各まちづくり協議会における運営方法も様々ですが、ご意見のように地域の中で気がついた課題点等については、まずはまちづくり協議会に直接声を届けていただき、地域での話し合いに努めていただきたいと思います。それでもなお、運営の課題が解決しない場合などは、必要に応じて市も地域の皆さまと一緒に考えてまいりますので、市民協働推進課へご相談ください。 ・地域課題に対して、個人や自治会その他の団体等が連携することで、効果的かつ広域的な取組を行うことができますが、ご意見のとおり、自治会や他の団体等が単独で解決できる場合もあります。地域において、課題の内容や実情に応じた連携を促進できるよう、市も皆さまと共に知恵を出しながら、取り組んでまいりたいと考えています。</p>	—
12	その他	<p>「宝塚市協働のまちづくり推進条例」案 第一章から第三章、「宝塚市協働のまちづくり推進条例施行規則」案 添付資料「宝塚市まちづくり基本条例」及び参考資料を読ませて頂きました。 このまちづくり推進条例案作成にご尽力されたきずなづくり室市民協働推進課の皆様と関係者にその労苦に感謝申し上げます。 この条例が制定された暁には市が自治会、まちづくり協議会、市民活動団体等と連帯して「個性豊かで活力に満ちた」地域社会を構築し、現状よりもさらに宝塚市がハード面でもソフト面でも成長と発展する事を願っています。また、この「まちづくり推進条例」(案)を基に現世代から次世代の若者達に「まちづくり」が引き継がれながら、現状より機能的で持続的に発展する「まちづくりの道」が開拓され、次々世代の活動を通し、経験と知識、知恵が積重なった創造性豊かな宝塚市のまちづくりの活動となって、宝塚市の歴史を築き、経済、文化等の活動が活発に営まれることを願っています。</p> <p>まちづくり基本条例等で「まちづくり協議会」の位置づけが決まり、地域ごとのまちづくりの将来像と基本目標がまとめられ(まちづくり基本条例第2条～5条等)、第6次宝塚市総合計画の基本構想に反映され、まちの具体的な発展イメージ(構想)が地域住民に示して頂ける事を期待しています。</p> <p>具体的なまちづくり構想とその実現への道は「イバラの道」であると承知していますが、第6次宝塚市総合計画が具体的な構想計画の形で地域住民に示され、市民の宝塚定住化、企業流入化の切っ掛けになる「まちづくり計画」でならなければならないと望んでいます。</p>	<p>◆【今後の取組の参考とします。】 ・労いのお言葉をいただき、誠にありがとうございます。本条例(案)の策定にあたっては、多くの市民が参画する「宝塚市協働のまちづくり促進委員会」において、平成30年(2018年)6月から令和2年(2020年)2月までに計20回の審議が行われるとともに、令和元年(2019年)6月から、まちづくり協議会、自治会の連合体、市民活動団体の皆様等との意見交換を重ね、市民と市の協働で策定を進めてまいりました。 ・本条例(案)は、市民と市の協働のまちづくりの推進を図り、個性豊かで活力に満ちた地域社会を構築することを目的としています。この目的の実現に向けてより一層尽力してまいりますので、今後ともどうぞよろしくお願いたします。</p>	—

No.	項目	市民等からの意見	市民等からの意見の採否及び理由	市民等からの御意見を受けての見直し結果
13	その他	<p>協働のまちづくり推薦条例を策定するのはいいのですが、協働のまちづくり活動の中心的役割を果たす自治会、まちづくり協議会の見直しをしないと協働のまちづくりは進みませんし、条例は絵に描いた餅になりますよ。まちづくり計画もしかり。</p> <p>まちづくり協議会にかかわって10年以上、自治会にもかかわった経験から言えること、自治会ですが、自治会連合と自治会ネットワークによる屋台骨の分裂からくる衰退、そして自治会自体も高齢者にとっては役割の重荷、若い世代には忙しいなかの役割の負担、全体的には加入しているメリットがないなどを理由に自治会加入が減少し自治会本来の機能を失いつつあります。それに連動してまちづくり協議会は核となる自治会がうまくいってないことに加え、毎年変わる自治会長が増えるなど状態では、まち協自体の組織活動が地域に認識されず「多くの人の参画の元に地域活動が活発に展開される」キーポイントにかけ離れたものになっています。実際まちづくり協議会を構成する議決機関（自治会、管理組合など）はまち協の活動の認識不足と無関心のため、活動を審議する機能が薄れ、執行部は一部の活動家がどうにか切り盛りをしている。こんな状態が今まで根本的なことを放置していた現実です。</p> <p>条例に謳われていることはどれもそうですが、まちづくり協議会の事で言わせてももらいますと会長をはじめとして役員選出において、地域の代表という点から見ると非常に疑問があります。やる人がいないという具合で個人的にお願いしたり、また、役員の中でたらいまわしに役をこなすなど一部の者の活動になってきています。一応総会を開き承認の形はとりますが、まち協に対して認識も理解も薄い方の出席の下では疑問も審議もなくあつという間の総会です。側から見ればやっている人がいるなという感じです。議決機関である評議委員の出席は悪く、常任委員の存在もあってないようなものでは、代議制をもたないまち協の執行部で協働のまちづくりができますか。</p> <p>机上の事ばかりしっかりしても、それを動かす地域住民の現実に目を向けないと何をしても徒労に終わってしまいます。</p> <p>時代も変わり、人も変わった今、古い自治会体制をまちづくり協議会に持ってきてもまちづくり協議会は成立しません。今の時代、自主的な自治は難しいと思います。普段は緩い関係を持ち、何か災害などの非常時に活動しやすいグループを作っておくのはどうですか。</p> <p>ゴミステーションを考慮して約100世帯ぐらいで、それこそ市と市民がそれぞれのメリットを出し合い機能する団体です。災害時には情報伝達や収集そして物質の配布などの活動に使う集団とします。100世帯ぐらいですと一応目が行き届くぐらいでまとまりがつくと思われれます。まだ考え途中でいろいろありますが、なにしろ今の自治会を放置して地域活動を推し進めても新しいことは始まりません。</p> <p>宝塚市にコミュニティを立ち上げる時にも住民に充分理解されず、多くの人に知らされることなくなかば強引に立ち上げ、一部の人の活動で行われたことが今に至っています。</p> <p>市の方としては今後、机上の理想ではなく協働のまちづくりをどのように進めていくのか具体的な行動を示してください。</p> <p>なお、関西総研を雇い立派なまちづくり計画書ができましたが、まちづくり協議会というものを地域住民に認識されず理解されてもらっていないものに対して、どの様に参画、協力してもらえるのでしょうか。今の地域には、それをリードし運営する組織、人、力もありません。そしてそれを市民に期待するのは現状では無理です。</p>	<p>◆【今後の取組の参考とします。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における様々な課題についてご意見を賜り、ありがとうございます。ご意見のとおり、地域ごとのまちづくり計画の推進をはじめ、協働のまちづくりを推進するためには、様々な課題に取り組んでいく必要があると認識しています。 ・自治会加入率の低下には、住民同士のつながりの希薄化、住環境やライフスタイルの変化、コミュニケーション手段の多様化など、様々な要因が考えられます。また、まちづくり協議会の認知度についても課題と認識しており、各種イベントや広報媒体等を通じて、まちづくり協議会の役割や自治会との関係性等について、地域の皆さまのご協力もいただきながら、より丁寧に説明・周知していく必要があります。 ・この条例は、様々な地域活動の推進を図るものであるため、自治会やまちづくり協議会等の活動の活性化にもつながるものと考えています。条例の目的である「個性豊かで活力に満ちた地域社会を構築」するため、多くの人や団体の参画のもと地域活動が活発に展開されるよう、市も地域の皆さまと一緒に連携しながら、協働で取り組んでまいります。 ・自治会やまちづくり協議会の運営に具体的な課題が発生している場合など、必要に応じて市も地域の皆さまと一緒に考えてまいりますので、ご相談ください。 	